

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用要領

(制定 平成 21 年 5 月 15 日)
(最近改正 平成 29 年 12 月 1 日)

1 趣旨

この要領は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の着ぐるみの使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 使用の目的

横浜市、瀬谷区の事業や魅力のPR等を目的とし、次の各号のいずれにも当てはまらないものとする。

- (1) 政治・宗教・思想、営利等の活動
- (2) 法令及び公序良俗に反する活動
- (3) 瀬谷区のイメージを損なう活動

3 使用手続き

使用者は、「「せやまる」着ぐるみの使用承認願」(様式1)を提出し、事前に承認を得なければならない。ただし、瀬谷区役所内からの使用申請については、区局共通グループウェアでの申請とする。

4 使用承認

瀬谷区区政推進課は前項の使用申請があった場合、その内容が第2項 使用の目的に合致しているかを確認の上、使用を承認し、通知するものとする。ただし、区局共通グループウェアで使用申請した者への使用承認は口頭等で行うこととする。使用者は使用にあたって以下の項目を遵守するとともに、せやまるの着ぐるみの貸し出し時にお渡しする「せやまる着ぐるみの使用について」(様式2)に記載のとおりに着ぐるみを使用しなければならない。

5 着ぐるみに入るものは、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 中学生以上
- (2) 身長 160~170 cm程度
- (3) 健康状態が良好であること

6 使用に関する留意事項

- (1) 補助者が必ず1名以上付くこと。
- (2) 着ぐるみに入る時間は、1回あたり30分以内(夏季は15分程度)とする。
- (3) 火気、水気に近づけないこと。
- (4) 着ぐるみで事故等があった場合、使用者の責任とすること。
- (5) 着ぐるみ内は高温・多湿になるため、中に入る者の体調管理に十分気を付けること。
- (6) 雨天等の悪天候の場合、屋外使用は不可。
- (7) 着ぐるみの改造は不可。
- (8) 使用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は使用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の使用により相当と認められる損耗についてはこの限りではない。なお、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合に置いては、使用者が代替品作成費用を負担すること。

7 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として使用終了日の翌日までに返却する。ただし、諸事情により期日までに返却が困難な場合は、瀬谷区区政推進課に相談すること。

8 使用終了届

使用者は、使用終了後、速やかに瀬谷区区政推進課に「せやまる」着ぐるみの使用終了届(様式3)と行事に登場しているせやまるの写真を1点以上提出しなければならない。提出された写真は瀬谷区ホームページ等で活用します。写真の撮影が困難な場合は、瀬谷区区政推進課に相談すること。

附則

この要領は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。